

ほけんだより 5月号

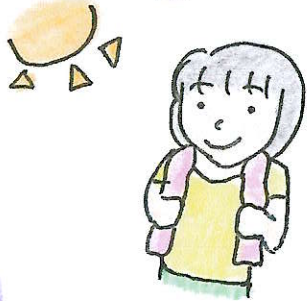
流山市立おおぐりの森小学校 ほけんしつ

おうちのかたへ

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しました

5月に入り だんだんと湿度がたかくなってきました。
あせをかきやすい時期に入ります。
体をせいかつにすることと、規則正しい生活リズムを
心がけて元気にすごしましょう。

あせをかいたらタオルでふこう

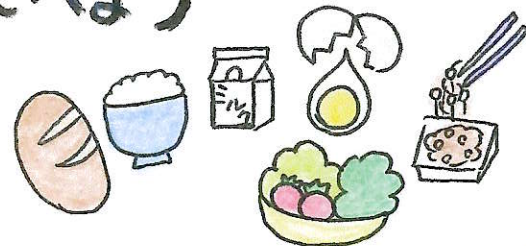


シャワーをあびて体のよごれを
おとそう

つめを切って ととのえよう



ぐっすりねて あさごはんをしっかり たべよう



- 新型コロナウイルス感染症は、学校において予防すべき感染症第二種に位置づけられました。(学校保健安全法施行規則第18条)
- 罹患した場合、『発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』**出席停止**となります。
 - ☆発症した日、症状が軽快した日を0日とし、翌日から1日目と数えます。
 - ☆「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
 - ☆登校の際、治癒証明書および登校許可書の提出は不要です。

学校感染症第二種の出席停止について

感染症名	出席停止期間	治癒証明書 登校許可書
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	不要
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	必要
麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで	
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風しん	発しんが消失するまで	
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	不要
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
新型コロナウイルス感染症 (令和5年5月8日追加)	☆上記参照	不要
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	必要

感染症に罹患した場合は、学校へご連絡くださいますよう、宜しく願い申し上げます。